

令和 8 年 設楽町選挙管理委員会告示第 8 号

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 4 項の規定により、不在者投票用の用紙及び封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

令和 8 年 1 月 23 日

設楽町選挙管理委員会  
委員長 伊藤公一

郵便により発送できる日
令和 8 年 1 月 26 日（月）